

主眼事項及び着眼点（指定短期入所）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 1 基本方針</p>	<p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定短期入所の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(3) 指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>法第 43 条</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 114 条</p>
<p>第 2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p>	<p>(1) 法第 5 条第 8 項に規定する施設が指定短期入所事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所(併設事業所)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上となっているか。</p> <p>(2) 法第 5 条第 8 項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うものに置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者の数及び当該指定短期入所の事業の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上となっているか。</p>	<p>法第 43 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 115 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 115 条第 2 項</p>
<p>2 管理者</p>	<p>指定短期入所事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 116 条 準用(第 6 条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第3 設備に関する基準 設備及び備品等</p>	<p>(1) 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものとなっているか。</p> <p>(2) 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときについて、当該併設本体施設の設備(居室を除く)を指定短期入所の事業の用に供することとしているか。</p> <p>(3) 第2の1の(2)の規定の適用を受ける施設にあつては、当該施設として必要とされる設備を有しているか。</p>	<p>法第43条第2項 平18厚令171第117条第1項</p> <p>平18厚令171第117条第2項</p> <p>平18厚令171第117条第3項</p>
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 連絡調整に対する協力</p> <p>4 サービス提供困難時の対応</p> <p>5 受給資格の確認</p>	<p>(1) 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等が指定短期入所の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定短期入所の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>指定短期入所事業者は、正当な理由がなく指定短期入所の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定短期入所事業者は、指定短期入所の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の通常の実施地域等を勧案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定短期入所事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。</p>	<p>法第43条第2項 平18厚令171第125条準用(第9条第1項)</p> <p>平18厚令171第125条準用(第9条第2項)</p> <p>平18厚令171第125条準用(第11条)</p> <p>平18厚令171第125条準用(第12条)</p> <p>平18厚令171第125条準用(第13条)</p> <p>平18厚令171第125条準用(第14条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
6 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定短期入所事業者は、短期入所に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、短期入所に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 15 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 15 条第 2 項)</p>
7 心身の状況等の把握	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 16 条)</p>
8 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 17 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 17 条第 2 項)</p>
9 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、当該指定短期入所の提供日、内容その他必要な事項を、指定短期入所の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定短期入所を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 19 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 19 条第 2 項)</p>
10 指定短期入所の開始及び終了	<p>(1) 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 118 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 118 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
11 入退所の記録の記載等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 119 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 119 条 第 2 項</p>
12 指定短期入所事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定短期入所事業者が指定短期入所を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条 準用 (第 20 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条 準用 (第 20 条 第 2 項)</p>
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、(1) 及び(2) の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者等から受けることができる次の各号に掲げる費用の支払いを受けているか。 食事の提供に要する費用 光熱水費 日用品費</p>	<p>平 18 厚令 171 第 120 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 120 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 120 条 第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
14 介護給付費の額に係る通知等	<p>から に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4)(3)の 及び に掲げる費用については、平成18年厚生労働省告示第545号「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。</p> <p>(5)指定短期入所事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(6)指定短期入所事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p> <p>(1)指定短期入所事業者は、法定代理受領により市町村から指定短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2)指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 120 条 第 4 項 平 18 厚告 545</p> <p>平 18 厚令 171 第 120 条 第 5 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 120 条 第 6 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条 準用 (第 23 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条 準用 (第 23 条 第 2 項)</p>
15 指定短期入所の取扱方針	<p>(1)指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2)指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3)指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 121 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 121 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 121 条 第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
16 サービスの提供	<p>(1) 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはいないか。</p> <p>(4) 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行っているか。</p> <p>(5) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 122 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 122 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 122 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 122 条 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 122 条 第 5 項</p>
17 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条 準用 (第 28 条)</p>
18 支給決定障害者等に関する市町村への通知	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条 準用 (第 29 条)</p>
19 運営規程	<p>指定短期入所事業者は、次に掲げる事業(第2の1の(2)の規定の適用を受ける施設にあってはを除く。)の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針</p> <p>従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>利用定員</p> <p>指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額</p> <p>サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>緊急時等における対応方法</p> <p>非常災害対策</p> <p>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>その他運営に関する重要事項</p>	<p>平 18 厚令 171 第 123 条</p>
20 定員の遵守	<p>指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供していないか。</p> <p>(ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 124 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
21 秘密保持等	<p>併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 第2の1の(2)の規定の適用を受ける施設である指定短期入所事業所にあつては、当該施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>(1) 指定短期入所事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、他の指定短期入所事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 36 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 36 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 36 条第 3 項)</p>
22 情報の提供等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定短期入所事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、当該指定短期入所事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 37 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 37 条第 2 項)</p>
23 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定短期入所事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定短期入所事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 38 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 38 条第 2 項)</p>
24 苦情解決	<p>(1) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 39 条第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 指定短期入所事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定短期入所事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定短期入所事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 39 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 39 条第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 39 条第 4 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 39 条第 5 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 39 条第 6 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 39 条第 7 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
25 事故発生時の対応	<p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 40 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 40 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 40 条第 3 項)</p>
26 会計の区分	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 41 条)</p>
27 記録の整備	<p>(1) 指定短期入所事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から 5 年間保存しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 42 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 42 条第 2 項)</p>
28 相談及び援助	<p>指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 60 条)</p>
29 管理者の責務	<p>(1) 指定短期入所事業所の管理者は、当該指定短期入所事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業所の管理者は、当該短期入所事業所の従業者に平成 18 年厚生労働省令第 171 号 (指定障害福祉サービス基準) 第 6 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 66 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 66 条第 2 項)</p>
30 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所を提供できるよう、指定短期入所事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに、当該指定短期入所事業所の従業者によって指定短期入所を提供しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 68 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 68 条第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
31 非常災害対策	<p>(ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(1) 指定短期入所事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 68 条第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 70 条第 1 項)</p>
32 衛生管理等	<p>(2) 指定短期入所事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 70 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 106 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 106 条第 2 項)</p>
33 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 73 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 73 条第 2 項)</p>
34 地域との連携等	<p>指定短期入所事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 74 条)</p>
35 健康管理	<p>指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 87 条)</p>
36 協力医療機関	<p>指定短期入所事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 91 条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
37 掲示	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 125 条準用（第 92 条）</p>
第 5 変更の届出等	<p>指定短期入所事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者自立支援法施行規則第 34 条の 23 にいう事項に変更があったとき、又は当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第 46 条第 1 項 施行規則第 34 条の 23</p>
第 6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い		<p>法第 29 条 第 3 項</p>
1 基本事項	<p>(1)指定短期入所に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 7 により算定する単位数に平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2)(1)の規定により、指定短期入所に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539</p> <p>平 18 厚告 523 の二</p>
2 短期入所サービス費	<p>(1)短期入所サービス費()については、区分 1 以上に該当する利用者(障害児を除く。)に対して、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害程度区分に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2)短期入所サービス費()については、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成 18 年厚生労働省告示第 572 号)に規定する区分 1(障害児程度区分 1)以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の程度の区分に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3)短期入所サービス費()については、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 4 の 1 の注 1 の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 2 平 18 厚告 572</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 3 第 4 の 1 の注 1 の(1)、(2)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 食事提供体制 加算	<p>(4) 短期入所サービス費()については、区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児程度区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523 別表第7の1 の注4 平18厚告236</p>
	<p>(5) 短期入所サービス費の算定に当たって、利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の四の表の上欄に定める基準に該当する場合に、同表の下欄に定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523 別表第7の1 の注5 平18厚告550 の四</p>
	<p>(6) 利用者が短期入所以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む)している間に、短期入所サービス費を算定していないか。</p>	<p>平18厚告523 別表第7の1 の注6</p>
	<p>低所得者等に対して、指定短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523 別表第7の2 の注</p>